資料４

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型　保育所型　地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業（新規）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

6

認定こども園法の改正について

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人 （株式会社等の参入は不可）

○ 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

幼保連携型（1,931件）
※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園型（524件）
※設置主体は国、自治体、学校法人

保育所型（328件）
※設置主体制限なし

地方裁量型（53件）
※設置主体制限なし
（認定こども園の合計件数は2,836件（平成27年4月時点））

《改正前》

幼稚園（学校）／保育所（児童福祉施設）
- ○ 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- ○ 保育所は児童福祉法に基づく認可
- ○ それぞれの法体系に基づく指導監督
- ○ 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼稚園（学校）／保育所機能

幼稚園機能／保育所（児童福祉施設）

幼稚園機能＋保育所機能

《改正後》

幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設）
- ○ 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- ○ 指導監督の一本化
- ○ 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

○施設体系は、従前どおり

○財政措置は「施設型給付」で一本化

24

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、
以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、
多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

●利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。

●都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模保育事業

事業主体　市町村、民間事業者等

保育実施場所等　保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員　**6～19人**

家庭的保育事業

事業主体　市町村、民間事業者等

保育実施場所等　保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員　**1～5人**

事業所内保育事業

事業主体　事業主等

保育実施場所等　事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型保育事業

事業主体　市町村、民間事業者等

保育実施場所等　保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。
なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型　**B型**：中間型　**C型**：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としていますが、同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。
※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準＋1名	保育士*1	0・1歳児：1人当たり3.3㎡ 2歳児：1人当たり1.98㎡	●自園調理（連携施設等からの搬入可） ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型	0～2歳児　3：1（補助者を置く場合、5:2）	家庭的保育者*2	0～2歳児：1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業		0～2歳児　3：1（家庭的保育補助者を置く場合、5:2）	家庭的保育者*2（＋家庭的保育補助者）	0～2歳児：1人当たり3.3㎡	
事業所内保育事業		**定員20名以上・・・**保育所の基準と同様 **定員19名以下・・・**小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業		0～2歳児　1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。
・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。
・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈 参 考 〉

保育所	0歳児　3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室：1人当たり1.65㎡ ほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等：1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） ●調理室 ●調理員

＊1　保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています（平成27年4月1日からは准看護師も対象）。
＊2　市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。
＊3　家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- 満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭（子ども・子育ての利用希望）学校教育＋子育て支援
- 満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭（子ども・子育ての利用希望）学校教育＋保育＋放課後児童クラブ＋子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭（子ども・子育ての利用希望）保育＋子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭（子ども・子育ての利用希望）子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

- 認定こども園、幼稚園、保育所 ＝ 施設型給付の対象※
  ＊私立保育所については、委託費を支弁
- 小規模保育事業者
  家庭的保育事業者
  居宅訪問型保育事業者
  事業所内保育事業者
  ＝ 地域型保育給付の対象※

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
  ・一時預かり事業
  ・乳児家庭全戸訪問事業等
- ・延長保育事業
  ・病児保育事業
- 放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

18

子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等（認可）	施設の認可・指導監督等（確認）	財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 （幼保連携型） （幼稚園型）	○学校教育と保育を提供する機関 （幼保連携型） ：学校と児童福祉施設の位置付け （幼稚園型） ：保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 ：「保育時間」に対応する「施設型給付」※2 ○その他の利用者 ：「標準時間」に対応する「施設型給付」※2 ○私学助成 （特別補助等）※3	○応諾義務 ＊「正当な理由」がある場合を除く ○利用者負担は応能負担 ＊一定の要件の下で上乗せ徴収可
			※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消 ※認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う			
	「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」※2 ○私学助成 （特別補助等）※3	
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※1	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督		○私学助成（一般補助・特別補助） ○幼稚園就園奨励費	○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※1 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。
※2 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。
※3 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

9